

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案に係る意見募集 -実用準天頂衛星システムの導入-」

(意見募集期間：平成28年9月28日～10月27日)

提出された意見と総務省の考え方

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	ソフトバンク株式会社	本実用準天頂衛星システム導入に向けた電波法関係省令等の改正によって、2000～2005MHz / 2190～2195MHz を使用する実用準天頂衛星システム導入に向けた制度整備が完了することになります。このことから、「周波数再編アクションプラン」（平成27年10月改定版）においても記載されているよう、2GHz 帯を使用する準天頂衛星システム以外の衛星システムの導入に向けた検討が促進されることを期待します。	その他のシステムについては、今後検討すべき課題等の検討結果、研究開発動向等を踏まえ、実用準天頂衛星システム等との周波数共用の見通しを得て検討を進めます。	無
2	ソフトバンクサテライトプランニング株式会社	本実用準天頂衛星システム導入に向けた電波法関係省令等の改正によって、2000～2005MHz / 2190～2195MHz を使用する実用準天頂衛星システム導入に向けた制度整備が完了することになります。このことから、「周波数再編アクションプラン」（平成27年10月改定版）においても記載されているよう、2GHz 帯を使用する準天頂衛星システム以外の衛星システムの導入に向けた検討が促進されることを期待します。	同上	無
3	個人	「新旧対照表」の「別添8」電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令（案）新旧対照表における、別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準第15アマチュア局5空中線電力の指定方法の表の下側部分の記載「注2：レピーター局の空中線電力については、最大1Wとする。」について意見します。 現時点で、災害発災等により携帯電話等のインフラ通信網が途絶したときの最終手段としてアマチュア局がD-STARレピータ（DDモード）を利用することによる災害情報ネットワークが構築されています。レピーター局の運用が10Wから1Wとなると、通信距離が確保できず、災害時ネットワークがほぼ壊滅的になると	災害時の通信確保については、大変重要な課題と考えますが、公的機関の通信等の整備が重要であり、本実用準天頂衛星システムにより実現する災害・危機管理通報システムもその一手段として期待されています。 また、本実用準天頂衛星システムにより実現する、センチメートル級の測位補強サービスは様々な産業分野への活用等が期待されているとこ	無

		<p>考えられます（例えば、現時点で10km圏内（名古屋市内全域）との通信が確保されているものが1km圏内（千種区内のみ）しか情報通信確保できなくなり、その範囲しかインターネット等への接続ができなくなります）。</p> <p>特に、被災地や交通手段を奪われた地域との機動力を活用したアマチュア無線による臨時無線通信回線の確保は大規模地震災害等で経験的に実証されており、今後発生するとされる南海トラフ巨大地震に特に備えている東海以西の地域では、他の非常通信手段がなくなる可能も考えられます。</p> <p>本件について、平時についてはおおむね賛成しますが、非常災害発生時の備えについて臨時にでも運用ができる等のご検討をいただけたらと思います。</p>	<p>ろです。</p> <p>1200MHz帯アマチュア無線局レピーターの減力にご理解いただければと考えます。</p>	
4	個人	<p>要旨 (1) から (8) の全て賛同する。 但し、(8) のうちアマチュア局のレピータ局については相当の経過期間を設けてください。</p> <p>意見 (1) から (8) の全て賛同する。 但し、(8) のうちアマチュア局のレピータ局については相当の経過期間を設けてください。</p> <p>アマチュアバンドの1280MHzは周波数割当上は二次業務である。</p> <p>国際電気通信連合憲章付属無線通信規則（ITU-RR）等で、一次業務からの保護要求は認められていない。</p> <p>アマチュア局免許人の中には(8)のアマチュア局のレピータ局の空中線電力制限に異を唱える者は少なくないと思慮するが、天頂衛星による測位システム等の有用性やそれらが一次業務であることを踏まえれば空中線電力制限は仕方が無い。</p> <p>経過措置として改正省令および審査基準の施行後、1280MHz帯のレピータ局にあってはその免許の有効期限までもしくは施行後1年のうち期間が長いほう（有効期限まで1年未満なら有効期限まで）空中線電力10ワットを認めていただきたい。</p>	<p>既存局については、基本的には設備等の変更又は再免許までの間に減力していただくこととなります。</p> <p>免許人である「一般社団法人日本アマチュア無線連盟」と調整の上今後、適切に進めさせていただきます。</p>	無